青森・岩手県境不法投棄事件について

平成13年2月15日

青森県環境管理課

1. 今までの経緯

・平成11年11月30日:青森・岩手両県警による捜査

・平成12年 6月28日:三栄化学工業㈱と縣南衛生㈱に対し、RDF様物につい

(平成12年 7月14日) て措置命令

平成12年8月31日までの期限

平成13年1月21日まで期限延長/

平成13年11月30日まで期限延長/

・平成12年 8月22日:三栄化学工業㈱と縣南衛生㈱に対し、堆肥様物について 措置命令

平成13年1月21日までの期限

平成13年11月30日まで期限延長

・平成12年 8月23日:三栄化学工業㈱の収集運搬業と処理業の許可を取消し

・平成12年 9月 :「県境不法投棄に係る汚染実態調査」実施

口基礎調查(文献調查、現地踏查、平板測量)

ト汚染状況調査 (表層ガス調査、ボーリング調査、電気伝導度調査)

上周辺環境影響調査(水質調査)

・平成12年12月8日 :調査結果を専門家会議に報告、今後の方策を協議

2. 現在の状況

1)事業場

- ① RDF様物については、平成12年12月27日現在で約2,590トン 撤去されている。
- ② 堆肥様物については、撤去されていないが、場内の堆肥化施設(シート敷設)へ約900トン移し替えている。
- ③ 堆肥化施設の奥にある素堀穴については、堆肥様物の一時保管場所とすることでシート張りを実施した。

2)原因者

- ① 三栄化学工業(株)
 - ・預貯金、固定資産の売却等により資金を確保して、撤去等の継続の意志を 示しているが、資産には限度がある。

② 縣南衛生(株)

・平成12年10月に破産決定され、工場施設の売却により撤去費用を捻出 しようとしているが、売却は難航している。

3. 汚染実態調査の結果

1)調査結果

- ① 事業場の面積は約11万㎡であり、また高低差による推計で約40万m³ の容量増が認められた。
- ② 事業場中央部で最も廃棄物層が厚いと思われる場所の廃棄物層は、14.3 m であることが確認された。
- ③ ボーリング調査の結果、廃棄物層では各種の揮発性有機化合物が検出されたが、土壌層では検出されなかった。
- ④ 事業場内の一部地下水から揮発性有機化合物が検出されたほか、汚染の指標となる電気伝導度や塩化物イオンが高い値で検出された。
- ⑤ 事業場周辺の9地点で水質調査を実施してきたが、環境基準を超えている 箇所はなかった。

2) 結果に対する評価

- ① 揮発性有機化合物の汚染源は、揮発性有機化合物混じりの堆肥によるものと推察されるが、今回の調査では、その範囲や量の特定までには至っていない。
- ② 堆肥からの浸出水(汚染水)は、岩盤中の透水層を通って拡散していると考えられている。
- ③ 事業場周辺地区のうち、ラグーンの下流域(遠瀬集落背後)で汚染水の影響を受けている可能性があるが、現在のところ、環境基準は満足している。

4. 今後の方針

- 1)污染拡散防止対策
 - ① 揮発性有機化合物混じりの堆肥を一時保管することとして、水処理施設の清掃・改修後に、
 - ・素堀穴への搬入
 - ・堆肥化施設への搬入
 - ・管理型最終処分場の改修後の搬入

などを指導する。

② 平成12年度に行われた汚染実態調査の結果、専門家から更に詳細調査が必要であるとされたので、平成13年度には追加調査の実施を検討している。

2) 周辺生活環境調査

- ① 平成12年度に9ヶ所で実施してきた環境水質調査を継続実施することで検討している。
- ② その場合、調査地点は概ね5ヶ所とし、調査回数及び調査項目については専門家の意見を参考にしながら決定していく。

3) 関係者への対応

- ① 三栄化学工業(株)
 - ・資産等の正確な把握を行うとともに、生活環境への支障の除去の徹底を 指導する。

②縣南衛生(株)

・破産管財人に対し、措置命令の履行を申し入れたことから、誠意ある対 応を求めていく。

